

監査における会計基準と監査人の判断

福川裕徳

1 問題提起

一般的に、職業的専門家たる監査人による財務諸表監査は、企業が作成し公表する財務諸表が「企業の財政状態および経営成績を適正に表示している」ことを保証すべく、職業的専門家たる監査人が一般に認められた監査基準に準拠して実施する監査と定義される。すなわち、職業的専門家たる監査人による財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を保証することを目的として行われるものであるが、伝統的に、この信頼性の保証は財務諸表が一般に公正妥当と認められた会計基準に継続的に準拠して作成されていることを確かめる形で行われると解されている¹⁾。監査人は、財務諸表が会計基準に準拠して作成されているかどうかを、監査基準にしたがって確かめるのである。ここで監査人の判断を指導する基準は会計基準であり、監査の実施に当たって監査人を規制する基本原則が監査基準である²⁾。

他方で、今日、監査人には、財務諸表の信頼性の保証という伝統的な役割に加えて新たな役割が求められつつある。継続企業監査および経営者不正の発見などがそれである。これらは、「保証」という監査人の役割とは区別される「情報提供」という役割に関係するものであったり、財務諸表という情報ではなく経営者等の行為そのものを監査の対象とするものであったりする。ここでは、会計基準はもはや監査人の判断基準ではなく、監査基準あるいは他の何らかの基準がそれにとってかわると考えられる。

本稿では、まず、財務諸表の信頼性の保証という枠組みにおいて、特定の

性格の会計基準の下で、どのような判断が監査人に要求されるかを検討する。そして次に、実務に携わる監査人を被験者とした既存の実験の結果を検討し、要求される判断を現実には監査人が適切に行っているといえるのかどうかを明らかにする。そして、これらの現象が、財務諸表の信頼性の保証以外の役割を遂行する際にも見られるものであるかどうかを、同じく監査人を被験者として行われた実験結果を示した文献から導く。そして最後に、検討された現象に対する監査人の対応が、どのような問題をはらんでいるかを指摘する。

この議論に先立って、次節では、会計基準の完全性の問題とそれに起因して2種類の判断が要求されることを明らかにする。

2 会計基準の完全性と判断の性質

Brown et al. (1993) は、会計基準の完全性の一つとして判断手続完全性 (decision-procedure completeness) を挙げている。判断手続完全性とは、すべての起こりうる状況の報告方法を会計人に示唆する判断手続を提供するという意味における完全性である³⁾。この完全性を有する会計基準の下では、会計人は、すべての会計事象について、それをいかに取り扱うかを明白に知ることができる。

しかし、完全性を達成するためのコストを考えると、完全な基準というものは存在し得ないことがわかる。すなわち、判断手続完全性を有するためには、基準は、すべての状況を想定し状況の複雑さと同程度に細かい規定を設けるか、すべての状況が事前に規定した何らかの部類に入るほど曖昧なものでなければならない。基準が完全性を達成するためには、過度に簡略化されるか、過度に複雑なものとならざるを得ず、したがって、完全なる基準というものは存在しないことになる。

それでは、会計基準が不可避免的に不完全なものであるとすると、人々はそれをどのように論理的に用いるのであろうか。この問題を、Brown et al. (1993) はFASBの資産の定義を例に挙げて説明している⁴⁾。

FASBは、ある対象が資産としての資格を有するためには、次の3つの

特質を有さなければならないとしている。ここで注意しなければならないのは、これらは正確には資産の必要条件であって、十分条件ではなく、その意味で定義とはいえないものであるという点である。

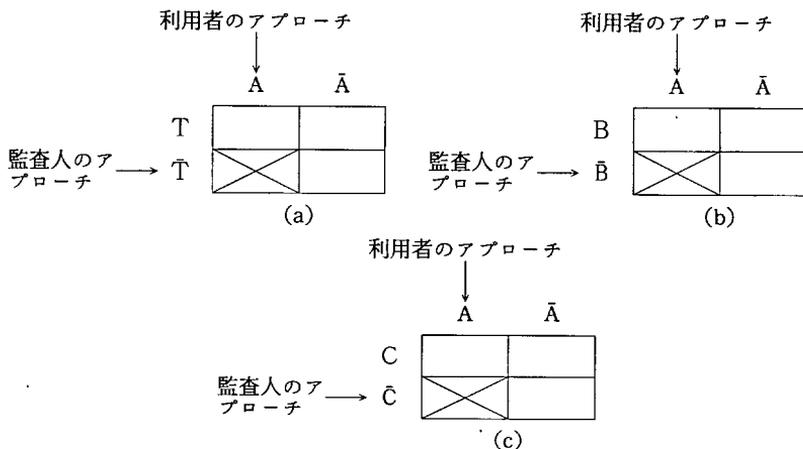
T: 過去の取引という特質—資産は過去の取引、すなわちすでに発生したある会計主体による取引から生じたものでなければならない。

B: 経済的便益という特質—資産は発生の可能性の高い経済的便益でなければならない。

C: 支配という特質—資産は当該主体の支配の下にななければならない。

このFASBの挙げる資産の特質に関連して、監査人および財務諸表利用者それぞれの基準の用い方を図示すると、以下ようになる。

図1 基準の2通りの用いられ方



(Brown et al. (1993, p. 279) を一部修正)

この図において、Aは資産にあたる項目の集合を、 \bar{A} は資産ではない項目の集合を示している。さらにT、B、Cはそれぞれ上述の特質を備えていること、 \bar{T} 、 \bar{B} 、 \bar{C} はそれらの特質を有していないことを意味している。

この図は、基準が2通りに用いられることを意味している。すなわち、1つは資産は特質T、B、Cを備えていると推論できること、もう1つは、 \bar{T} 、 \bar{B} 、 \bar{C} に属する項目は資産ではないと推論できることである。しかし、たと

例えば、「過去の取引から生じた項目が資産であるか」、「ある項目が資産でなければ、それは過去の取引から生じたものではないのか」という問いには答えることができない。

この2通りの基準の用いられ方は、それぞれ財務諸表の利用者および監査人の基準の用い方に対応するものである⁵⁾。すなわち、利用者は、財務諸表の資産をみてその項目が特質 T, B, C を備えていると推論することができる。他方、監査人については問題が残る。すなわち、監査人は \bar{T} , \bar{B} , \bar{C} に属する項目が資産ではないと推論できるが、特質 T, B, C を備えている項目が資産であるとはいえない⁶⁾。基準は特質 T, B, C を備えている項目を資産として開示することを認めてはいるが、要求してはいないのである。

会計基準の適用が必要条件に基づいて行われる論理は明らかにされたが、「取引」、「支配」、「経済的便益」、「資産」といった用語を実際に適用しようとすると問題が生じる。これらの概念に対する定義を特定するためにはその本質 (essence) を決定しなければならないが、これらの概念はそれを生み出す人間の理由、関心によって不可避的に影響を受ける。さらにそれらは文化的あるいは個人的な変数に影響される。つまりこれらの用語に対する本質は存在しないのであって、その定義を決定することはできないのである。

以上の議論を整理すると、監査人が不完全な会計基準を適用する際には少なくとも2種類の判断が必要となることがわかる。すなわち、まず第一に、監査人は、「取引」、「支配」といった会計上の概念が本来的に曖昧であるために、それらを適用する際に意味論的判断 (semantic judgment) を行使する必要がある。言い換えると、判断の対象が会計基準の規定するところの属性を有するか否かの判断つまり実態の把握に関する判断が必要となる。

さらに、ある項目が特質 T, B, C を備えていると判断された場合においても、基準はこの項目を資産とすることを認めているだけであって、そうすることを要求しているのではない。ここで、もう1つの判断として語用論的判断 (pragmatic judgment) が必要とされる。すなわち、必要条件を充たした項目のうち何を資産として開示すべきかについての判断が必要とされる

のである。これは、判断の対象が会計基準の規定するところの属性をすべて有する場合に、それを会計基準に適合するものと認めるか否かの判断であり、基準が判断手続完全性を有するものであれば不必要となる判断であるが、前述したように、そのような完全性を有する基準は存在し得ないため、この判断は不可避的なものである。

3 形式主義的会計基準と実質主義的会計基準

以上において、監査人が財務諸表と会計基準との合致の程度を確かめる際に要求される2つの判断が特定された。次にここでは、2つの規制アプローチを考察し、それぞれの下での会計基準と、意味論的判断および語用論的判断との関係について考える。

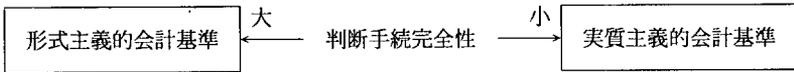
規制アプローチには、形式主義と実質主義（アンチ形式主義）の2つがあるといわれる⁷⁾。形式主義的規制アプローチとは、明確に定義されたルールを用いて、統一性、首尾一貫性、予測可能性を強調し、法的な形式および逐語的な解釈を重視するアプローチである。それに対して、実質主義的規制アプローチは、取引および関係の実質を強調し、規制の目的および精神を重視する、よりフレキシブルで政策志向的なものである。これら2つの規制アプローチは、ともに固有の利点と欠点を有するため、どちらかを選択すべきというものではなく、現実の規制方法においては、両方のアプローチを折衷したものと⁸⁾なる。

この2つの規制アプローチ、すなわち形式主義的規制アプローチおよび実質主義的規制アプローチの下での会計基準を、ここではそれぞれ形式主義的会計基準および実質主義的会計基準と呼ぶことにする。ここで会計基準とは、明示されたものであるか否かを問わず、規制の目的を達成するために具体化された規定を総称するものとして捉えられる⁹⁾。このように定義される会計基準は、2つの規制アプローチが折衷されるのに対応して、両方の性格を有することになる。したがって、例えば、特定の会計基準書を取りあげて、それが形式主義的会計基準であるとか実質主義的会計基準であるということは

できないという点に注意しなければならない。

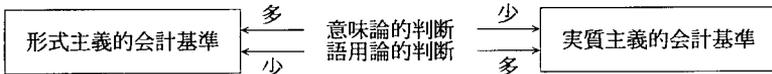
それでは、これらの会計基準と前節で説明した2つの判断とはどのような関係にあるだろうか。まず、判断手続完全性との関係で考えると、形式主義的会計基準は前述したように明確に定義されたルールとしての性格を強く有し、その逐語的な解釈と遵守が要求される。このような基準においては、当然のことながら、判断手続完全性が高いと考えられる。他方、実質主義的会計基準は、規制の精神を重視するフレキシブルで政策志向的な規定であり、形式主義的会計基準に比して判断手続完全性は低いといえる。

図2 会計基準の性格と判断手続完全性



会計基準の性格と判断手続完全性とのこのような関係を前提とすると、まず、形式主義的会計基準の下では意味論的判断が非常に重要な意味を持つ。この形式主義的会計基準が判断手続完全性を有する（必要十分条件を示す）ところまで達すれば、その場合には語用論的判断は必要とされないということになる。しかしながら、そのような完全性を達成することは不可能であるため、現実には語用論的判断も必要とされることになる。一方、実質主義的会計基準の下では、語用論的判断に重点が置かれる。また、実質主義的会計基準も会計基準である以上、会計上の概念から完全に解放されることはあり得ず、実態の把握に関する判断は不可欠である。したがって、ここでも最低限の意味論的判断は必要とされる。しかし、会計基準の実質主義的傾向が弱まる（形式主義的傾向が強まる）につれ、意味論的判断の量は増加することになる。すなわち、形式主義的会計基準および実質主義的会計基準と、意味論的判断および語用論的判断との間には、ある種のトレードオフ関係が成立しているといえる。

図3 会計基準の性格とその下で要求される判断



4 監査人の判断に関する既存研究

(1) 考察の対象とする判断領域

これまでの議論から、監査人にどのような判断が要求され、またその判断は会計基準の性格とどのような関係にあるのかが明らかとなった。次に、監査人は求められる判断を適切に行い得るかどうかという問題を検討する。これまでに述べたように、監査人は、意味論的判断と語用論的判断という2つの種類の判断を行わなければならない。このように性質の異なる判断を両者ともに監査人は適切に行う得るのかという問題に対して、監査人の判断についての既存の研究からインプリケーションを導くことを試みる。

監査人の判断に関する研究は、1970年代半ばからアメリカを中心として盛んに行われているが、そこでは、心理学の実験方法を取り入れ、そのパラダイムを援用したものが多くを占めている。特に今日では、認知心理学・認知科学の成果を積極的に取り入れ、また逆にその発展に貢献している研究も多くみられる¹⁰⁾。

これらの研究のうち、ここでは、まず、監査人の重要性に関する判断を対象としたものを取りあげることとする。特に、重要性に関する判断を取りあげることの理由としては、重要性の判断が監査人の職業的専門家としての判断の典型的局面と考えられていること¹¹⁾、さらにそのためもあってか、比較的古くからその判断についての研究がなされており、文献が豊富であることが挙げられる。

さらに、監査人の判断が要求されるもう一つの局面として企業継続性の評価についての問題を取りあげる。企業継続性の評価は、財務諸表の信頼性の保証とは区別される情報提供機能の枠組みにおいて監査人に求められる役割である。ここでは会計基準はもはや監査人の判断基準ではなく、監査基準(もしくはその他の何らかの基準)がその判断基準となる。本稿は、会計基準の性格と監査人の判断の関係を明らかにすることを目的としており、その意味では、主旨からはずれているようにみえるかもしれない。

それにもかかわらず、企業の継続性の評価の問題を考察の対象とするのは、ここで取りあげるこの問題についての2つの研究が1980年前後に行われたものであり、企業の継続性の評価についての確固たる判断基準がない状態での監査人の判断を対象としているためである¹²⁾。すなわち、明確な判断基準ないし指針がないままに何らかの判断をなすことを要求された場合に、監査人はその判断を適切に行い得るのかどうかを検討することが目的である。

(2) 重要性に関する監査人の判断

重要性の判断についての研究の多くは監査人の間にはコンセンサスが存在しないことを示している¹³⁾。ここでは、監査人の判断にコンセンサスがみられないことの理由を求めたものと位置づけることのできる研究を取りあげて、その結果を検討する。

なぜ重要性についての監査人の判断にコンセンサスがみられないかを明らかにすることを目的とした研究を整理すると、重要性の判断については2つの側面があることがわかる。1つは、様々な要因が、ある項目の重要性の程度についての監査人の判断にどのような影響を与えるかという問題である。言い換えれば、監査人が、ある項目の重要性を判断しようとするときに何をみることによってそれを行うのかという問題であり、これは監査人による実態の把握に関係する。もう1つの側面は、監査人が認識した重要性のレベルに関連して、どの程度の重要性のレベルが特定の開示を要求するかという判断である。

前に述べた2種類の判断との関係でいうと、監査人による実態の把握に関係する前者の判断は意味論的判断にあたる。すなわち、これは、ある項目が重要であるかどうか、あるいはどの程度の重要性を有するかという実態の把握に関する判断であり、まさに意味論的判断の内容と一致する。

それに対して、どの程度の重要性のレベルが開示を要求するかという判断は、前に述べた語用論的判断に一致する。つまり、これは、把握された重要性が基準の要求する水準に適合するものであるかどうかの判断であり、語用

論的判断に合致するものである。

この2つの判断を識別した上で、既存研究の結果を吟味する。まず、実態の把握に関する判断(意味論的判断)に関連して行われた研究のうち代表的なものとしては、Boatsman and Robertson (1976)¹⁴⁾、Moriarity and Baron (1976)¹⁵⁾、Ward (1976)¹⁶⁾、Firth (1979)¹⁷⁾が挙げられる。これらの研究は、監査人が重要性に関する判断を行う際に何を手がかりとしているか、すなわち、監査人の判断の最も重要な説明変数は何かを特定することを目的として行われたものである。この問題について、これらの研究は一致した答えを示している。すなわち、監査人による重要性の把握においては、純利益数値との比率における当該項目の大きさが最も重要な変数として理解されており、この点については監査人は高いコンセンサスを示していることが明らかにされている¹⁸⁾。

他方、Boatsman and Robertson (1976)にみられるように、どの程度の重要性のレベルが開示を要求するかという判断については監査人の間にコンセンサスがみられない。この判断は重要性に関する識閾(threshold)の問題であるが、ここに監査人の判断の最終的な結果が一致しない原因があるのである¹⁹⁾。

要するに、このことは、重要性の判断において、監査人は意味論的判断については適切に遂行し得るが、語用論的判断については適切に行い得ないことを意味している²⁰⁾。

(3) 企業継続性に関する監査人の判断

次に、企業の継続性についての監査人の判断を対象として行われたKida (1980)とJoyce and Biddle (1981)の2つの研究結果を検討する。まず、Kida (1980)は、監査人に企業の継続性について財務比率を手がかりに評価させ、さらにその企業の継続性の状態についての確信を前提とした場合にどのような監査意見(無限定意見—限定意見—意見差控)²¹⁾を表明するかについて答えを求めた²²⁾。また、Joyce and Biddle (1981)は、監査人に特

定のケースについて企業の存続可能性を評価させ、さらにその結果としての監査意見を選択させた²³⁾。

この2つの研究内容を見ると、企業の継続性についての判断についても重要性の判断と同様に、2つの側面が含まれていることがわかる。すなわち、企業が存続する可能性の評価そのものとその結果としての監査意見の選択という2つの側面である。前者は、企業の継続性に関する実態の把握にかかる判断であり、前述の2種類の判断のうち意味論的判断に一致するものである。一方、後者は把握された実態に基づくと、どのような監査意見が要求されるかの判断であり、内容的に語用論的判断と同一のものである。

これらの研究の結果、企業の継続性自体についての判断すなわち実態の把握についての判断に関しては、監査人は、高い正確性 (accuracy) を示すとともに高い同意 (agreement) を示しており、この判断を適切に行い得ることが示された。

一方、監査意見の選択については、Kida (1980) では、監査人は問題を把握しているにもかかわらず、意見を限定しないという傾向がみられ、この判断についてはかなりのばらつきがあることが明らかとなった²⁴⁾。また、Joyce and Biddle (1981) においても、監査意見の選択と企業継続性についての確率の評価との間に直接的な関係はみられず、さらに、各被験者の回答を個別的に調べると、確率の判断と監査意見の選択の関係にはかなりの個人差が認められた。

これら2つの研究において注目すべきは、継続企業監査においては、仮に実態の把握において適切な判断を行ったとしても、その結果としての監査意見の表明においては監査人の間で判断が相違することが指摘された点である。すなわち、この結果は、企業が継続性の問題に直面しているかどうか、またどの程度の危険性があるのかについての判断においては、監査人は高い正確性とコンセンサスを示すが、それにもかかわらず、その結果としての監査意見の選択については監査人の間でばらつきがみられることを意味している。

この継続企業監査における判断の2つの側面が意味論的判断と語用論的判

断に一致することを考えあわせると、重要性の判断と同様に企業の継続性の判断においても、監査人は意味論的判断については適切に行うことができるが、語用論的判断については適切に行うことができないことが明らかとなる。

5 結びに代えて

これまでの検討で、ある会計基準の下で監査人には意味論的判断と語用論的判断という2つの判断が求められること、さらに重要性に関する判断および企業の継続性に関する判断についてこれまでになされた研究の結果を検討することにより、監査人は意味論的判断については適切に行うことができるが語用論的判断については適切に行い得ないことが示された。

また、会計基準の性質とそこで要求される判断の議論において、形式主義的会計基準の下では意味論的判断が非常に重要な意味を持つのに対して、実質主義的会計基準の下では、語用論的判断に重点が置かれることが明らかにされた。

これらのことを考えあわせると、監査人は、形式主義的会計基準の下では適切な判断を行うことができるが、実質主義的会計基準の下では適切な判断が行えないという示唆が得られる。それでは、現実に監査人は実質主義的会計基準の下での判断を要求された場合に、それにどのように対応するのであろうか。また、そこにはどのような問題が潜んでいる可能性があるのであろうか。

McBarnet and Whelan (1991)によれば、実質主義的規制アプローチが実際に適用される際には、オペレーショナルなレベルにおいて、より厳格なルールによって実質的な規制は補完されるという現象が起きる。規制の実施段階において、多くのメカニズムが厳格なルールへの揺れ戻しを引き起こすのである。言い換えれば、実質的な規定は形式的な規定に置き換えられているのである。

これらの規定の明確化 (clarification) のメカニズムのうち、監査人にとって特に重要な意味を持つのは指針 (guidelines) であろう²⁵⁾。すなわち、

実質主義的基準に対して、その細目規定というかたちで指針を設けることによって、監査人はより明確な判断の拠り所を得ることになる。これは、要求される判断が語用論的判断から意味論的判断へ変換されることを意味する。

この指針の設定が規制そのものの性質に変化をもたらすという問題はここでは別として、指針が監査人の判断をより適切なものにする限りにおいてその設定を否定する理由は全くない。ただし、それは、この指針が会計基準の枠の中で行われるということが前提である。しかしながら、Mason and Gibbins (1991) が指摘するように、今日では、判断の指針を監査基準の中で提供する傾向がみられる²⁶⁾。このように判断の指針を監査基準において提供する場合には、監査人のみならず、財務諸表の作成者も監査基準に示された指針にしたがって財務諸表を作成する必要が生じる。ところが、そうになると、財務諸表の利用者が財務諸表を適切に理解するためにはその作成基準である会計基準のみならず、その作成には本来関係のない監査基準についても精通することが必要となるという問題が生じてしまうのである。

本稿において導かれた結論は、重要性の判断と企業の継続性の判断という限られた領域の監査人の判断から得られたものである。この結論が、他の領域の監査人の判断によっても裏付けられることを確かめる必要がある。

また、監査人の判断を対象とした研究は主にアメリカにおいて盛んに行われているようである。このことはアメリカにおいて監査人の責任を問う訴訟が多いことと無関係ではないであろう。とするならば、訴訟において問われている責任が、ここで明らかにした意味論的判断にかかるものであるのか、あるいは語用論的判断に関するものであるのかを検討することも必要であろう。これらが今後に残された課題である。

- 1) 例えば、日下部 (1965, pp. 5-6), AAA (1973, p. 2), 森 (1978, pp. 1-7), 脇田 (1993, p. 1) を参照。また、適正性と会計基準準拠性との関係については、山浦 (1997) を参照。
- 2) 岩田 (1955, pp. 3-6)。

- 3) Brown et al. (1993) では、もう1つの完全性として、代替的なすべての組の会計基準に対してすべての人が、あるものが他に対して好ましいあるいはそれらが無差別であるということに同意する意味での完全性、すなわち、社会的選好完全性 (social-preference completeness) も挙げられているが、この完全性はここでの議論に直接関係しないため考察の対象とはしない。
- 4) Brown et al. (1993) は、FASB が1977年に公表した公開草案に基づいて資産の特質を挙げており、その1つとして「資産は当該主体による現金に対する請求権を伴わなければならない」という特質が挙げられているが、現行の概念フレームワークでは、これは「資産は発生の可能性の高い将来の経済的便益でなければならない」という特質に置き換えられている。したがって、以下においては、現行の資産の特質に基づいて論をすすめる。
- 5) もちろん、財務諸表の作成者の基準の用い方は、監査人のそれと一致するが、ここでは財務諸表の作成者の判断は考察の対象とはしていないため、監査人の基準の用い方に限定して論をすすめる。
- 6) Brown et al. (1993) は、この例として、研究開発のための支出を挙げている。
- 7) ここでの2つの規制アプローチについての記述は、McBarnet and Whelan (1991) によった。また、このフレームワークを用いて会計制度を論じたわが国における先駆的研究としては松浦 (1995) を参照。
- 8) 松浦 (1995, p. 5)。
- 9) この考え方は、「『一般に認められた会計原則』は、その時点で認められた会計実務を定義するために必要な慣行、規則および手続を含む」ものであり、「一般的適用指針ばかりでなく詳細な実務および手続も含む」とするSAS第69号の広範な定義に類似するものである。
- 10) これらの研究を、監査プロセス、理論的フレームワーク、判断の評価規準の3つの観点から整理したものとしては、Solomon and Shields (1995) を参照。また、認知プロセスを扱った研究を分類したものとしては、Libby (1995) を参照。
- 11) 脇田 (1993, p. 156)。
- 12) 企業の継続性に関する評価の実務的な指針を提供するものとして、SAS第34号 "The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence" が公表されたのが1981年3月である。
- 13) 例えば、Bernstein (1967), Pattillo and Siebel (1974), Pattillo (1975) を参照。

14) Boatsman and Robertson (1976) は、判別分析を用いて、33人の被験者（18人の公認会計士と15人の証券アナリスト）の判断モデルを構築した。30のケースのそれぞれについて8つの変数（当該項目の性質、当該項目の当期の純利益に対する関係、当該項目の総収益あるいは総費用に対する関係など）が抽出され、それらが公認会計士および証券アナリストの判断（当該項目を別個に開示しない、注記においてのみ開示する、貸借対照表項目として開示する）を説明するのに役立つかどうか確かめられた。

その結果、この判別モデルは3分類の判断（非開示、注記で開示、貸借対照表項目として開示）の63%しか説明しないことが明らかにされた。また、このモデルを開示（3分類のうちの注記と貸借対照表項目を区別せず一括）か非開示かという2分類の判断に適用した場合には、84%の正確性を有することが示された。さらに、「当期純利益に対する利得あるいは損失」が主要な説明変数として識別された。

15) Moriarity and Baron (1976) は、15人の公認会計士を被験者として、18のケースにおける利益の減少を最も重要なものから最も重要ではないものまでランク付けさせる実験を行った。彼らは、それまでの研究と異なり、重要性を基数的（絶対的）なものではなく序数的（相対的）なものとして捉え、どの程度の重要性のレベルが特定のタイプの開示を要求するかという判断とは別に、様々な要因（ここでは、利益数値、利益のトレンド、資産規模の3つ）がある項目の重要性の程度にどのような影響を与えるかを特定しようとした。

その結果、利益数値が最も重要な説明変数であることが示され、2番目に重要な変数についてはあまり高いコンセンサスはみられないものの、諸要因がある項目の重要性の程度にどのような影響を与えるかについては、監査人の間に総じて高いコンセンサスが存在することが明らかにされた。

16) Ward (1976) は、重要性に関する職業専門家の判断はどの程度異なるのか、また、その原因は何かを明らかにするため、24人の公認会計士（パートナー）を被験者として、重要性の判断に影響を及ぼす20の要因の相対的なランク付けをさせ、個々の監査人のおよび監査人の所属する会計事務所間に相違がみられるかどうかを評価した。

監査人の回答を分析した結果、全体的に、職業的監査人は重要性の判断が求められるときに考慮されるであろう様々な要因の相対的な重要性については高いコンセンサスを示しているという結論を導いた。

17) Firth (1979) は、個人間の同意 (agreement) のレベルがどの程度のものであり、特定の要因が個人の判断を説明するのに役立つかどうかを考察するために、

150人(ピック・エイトのうちの3事務所から各30人, 企業の会計担当者, 投資アナリストがそれぞれ30人)を被験者として次のような実験を行った。

被験者は, 特別項目(extraordinary item)を含んだ30の異なったケースを与えられ, その項目が別個に開示されるべきであると考えるかどうかを問われる。30のケースは上場企業30社の公表財務諸表に基づくものであり, そこに特別項目が付される。この特別項目は, 「明らかに重要である」から「明らかに重要でない」までを網羅するために様々な大きさのものが用いられる。

この結果, 被験者間の判断の間には重大な差異がみられ, 会計事務所に所属する会計士にとってみれば, このことは, 事務所が重要性判断を達成するため指針を有していないことを示唆している。また, グループごとの差異を検討すると, 3つの会計事務所は類似した結果を示しており, このことは個々の会計事務所が特定の重要性のルールを有していないことと一致している。さらに, 企業の会計担当者は, 会計士グループよりも低い開示要求(disclosure response)しか示さず, 逆に, 投資アナリストは, 会計士グループよりも高い開示要求を示した。

さらに次の段階として, 被験者が重要性の判断を達成する際に用いた特定の変数を確認するために6つの変数を抽出し分析を行った結果, 「利益の比率としての特別項目」と「純資産の比率としての特別項目」の2つの変数が重要性の判断を行う際には重要であるが, 開示か非開示かを決定するためにこれらの変数が用いられるレベルがグループ間で異なっていることが明らかとなった。すなわち, グループ間の判断の相違は2つの変数に対して用いられる異なった識閾レベルの結果であり, 重要性の判断を行う際に用いられた変数が異なることの結果ではないのである。

- 18) ここで取りあげた研究のほかに, 重要性の把握において純利益数値との比率における当該項目の大きさが最も重要な変数であることを示したものとしては, Woolsey (1954a, 1954b, 1973), Messier (1983)を参照。
- 19) また, Firth (1979)においても, グループ間の識閾の相違がみられており, 判断結果の相違の原因が重要性の識閾の相違にあることが示唆されている。
- 20) ここで, コンセンサスという判断の評価規準をもって判断の適切性としたが, これは, 職業的監査人が特定の状況において行う判断は同一のものでなければならないと一般に考えられていることによる。また, 判断の正確性(accuracy)を評価する明確な外部規準がない場合には, 一般にその代替的な規準としてコンセンサスが用いられる。コンセンサスが必ずしも判断の正確性と一致するわけではないが, これまでの研究では, コンセンサスと正確性は非常に高い相関関係にあることが示されている(Ashton (1985)を参照)。

- 21) なお、1988年にSAS第59号が公表され、企業の存続能力について重大な疑義がある場合には、意見区分の次に説明区分を設けてそこで対応することとなったため、今日では企業の継続性の関する問題と監査意見との直接的な関連づけはなされていない。
- 22) Kida (1980) は、まず、予備調査によって、企業が継続性に関する問題を抱えているということを監査人に考えさせる10の事象を識別し、これらの事象のうち少なくとも1つを含む企業20社と問題のない企業20社を選択した。そして、この40社について、5つの比率（純利益／総資産、純資産／負債合計、当座資産／当座負債、売上高／総資産、現金／総資産）を被験者（27人のパートナー）に提示し、その企業が継続性に関する問題を抱えているかどうかという問題について6点スケールを用いて答えさせ、さらにその企業の継続性の状態についての確信を前提とした場合にどのような意見（無限定意見—限定意見—意見差控）を選択するかを回答させた。
- 23) ある企業が新しい製品ラインを導入しようとしているとする。条件Aでは、新しい製品ラインの成功の確率を、その成功の5つの条件を与えて被験者に評価させる。製品ラインが成功するためには、5つの条件をすべて満たさねばならず、それぞれの条件が満たされる確率はそれぞれ80%、90%、95%、90%、90%である。さらに、製品ラインの成功確率を評価した後、被験者は、この製品ラインが成功しなければ当該企業の存続が危ぶまれる状況の下で、4つの監査意見（無限定意見、限定意見、意見差控、その他）のうちの1つを選択する。条件Bでは、5つの条件のうち最初の3つが満たされれば製品ラインの導入は成功するとされる。
- 24) 例えば、22のケースについて問題を把握したがそのうち6つのケースについてのみ意見を限定している監査人、21のケースについて問題を把握しそのうちの9つについて意見を限定している監査人、さらに14のケースについて問題を把握しているにもかかわらず、全く意見を限定していない監査人がいることが指摘されている。
- 25) 監査人の判断が適切に行い得ないことが示される場合に、その指針の設定を求める主張は数多くみられる（例えば、Holmes (1973), Arsdell (1975), Firth (1979), Kida (1980) を参照）。
- 26) Mason and Gibbins (1991) は、アメリカにおける会計基準と監査基準を検討した上で、判断を行う際の指針を提供するものとして、監査基準は会計基準よりも有用であることを指摘している。

〈参考文献〉

- American Accounting Association. (1973). A Statement of Basic Auditing Concepts. (青木茂雄監訳・鳥羽至英訳『基礎の監査概念』国元書房, 1982年)
- Arsdell, S. C. (1975). Criteria for Determining Materiality. *Journal of Accountancy*, October, pp. 72-78.
- Ashton, A. H. (1985). Does Consensus Imply Accuracy in Accounting Studies of Decision Making? *Accounting Review*, Vol. 60, No. 1, pp. 173-185.
- Bernstein, L. A. (1967). The Concept of Materiality. *Accounting Review*, Vol. 42, No. 1, pp. 86-95.
- Boatsman, J. R., & Robertson, J. C. (1974). Policy-Capturing on Selected Materiality Judgments. *Accounting Review*, Vol. 49, No. 2, pp. 342-352.
- Brown, G. A., Collins, R. & Thornton, D. B. (1993). Professional Judgment and Accounting Standards. *Accounting Organization and Society*, Vol. 18, No. 4, pp. 275-289.
- Firth, M. (1979). Consensus and Judgment Models in Materiality Decisions. *Accounting Organization and Society*, Vol. 4, No. 4, pp. 283-295.
- Holmes, W. (1973). Toward Standards for Materiality. *Journal of Accountancy*, June, pp. 62-67.
- Joice, E. J., & Biddle, G. C. (1981). Anchoring and Adjustment in Probabilistic Inference in Auditing. *Journal of Accounting Research*, Vol. 19 No. 1, pp. 120-145.
- Kida, T. (1980). An Investigation into Auditors, Continuity and Related Qualification Judgments. *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, No. 2, pp. 506-523.
- Libby, R. (1995). The role of Knowledge and Memory in Audit Judgment. In R. H. Ashton & A. H. Ashton (Eds.), *Judgment and Decision-Making Research in Accounting and Auditing* (pp. 176-206). Cambridge University Press.
- Mason, A. K., & Gibbins, M. (1991). Judgment and U. S. Accounting Standards. *Accounting Horizons*, Vol. 5, No. 2, pp. 14-24.
- McBarnet, D., & Whelan, C. (1991). The Elusive Spirit of the Law: Formalism and the Struggle for Legal Control. In J. Freedman & M. Power (Eds.), *Law and Accountancy: Conflict and Co-operation in the 1990s* (pp. 80-105).

Paul Chapman.

- Messier, W. F. (1983). The Effect of Experiences and Firm Type on Materiality/Disclosure Judgments. *Journal of Accounting Research*, Vol. 21, No. 2, pp. 611-618.
- Morarity, S., & Barron, F. H. (1976). Modeling the Materiality Judgment of Audit Partners. *Journal of Accounting Research*, Vol. 14, No. 2, pp. 320-341.
- Newton, L. K. (1977). The Risk Factor in Materiality Decisions. *Accounting Review*, Vol. 52, No. 1, pp. 97-108.
- Pattillo, J. W., & Siebel, J. D. (1974). Factors Affecting the Materiality Judgment. *CPA Journal*, Vol. 44, No. 7, pp. 39-44.
- Pattillo, J. W. (1975). Materiality : The (formerly) elusive standard. *Financial Executive*, Vol. 43, No. 8, pp. 20-27.
- Solomon, I., & Shields, M. D. (1995). Judgment and decision-making research in auditing. In R. H. Ashton & A.H. Ashton (Eds.), *Judgment and Decision-Making Research in Accounting and Auditing* (pp. 137-175). Cambridge University Press.
- Ward, B. H. (1976). An Investigation of the Materiality Construct in Auditing. *Journal of Accounting Research*, Vol. 14, No. 1, pp. 138-152.
- Woolsey, S. M. (1954a). Development of Criteria to Guide The Accountant in Judging Materiality. *Journal of Accountancy*, February, pp. 167-173.
- Woolsey, S. M. (1954b). Judging Materiality in Determining Requirements for Full Disclosure. *Journal of Accountancy*, December, pp. 745-750.
- Woolsey, S. M. (1973). Materiality survey. *Journal of Accountancy*, September, pp. 91-92.
- 岩田巖 (1955)『会計原則と監査基準』中央経済社.
- 日下部與市 (1965)『新訂会計監査詳説』中央経済社.
- 松浦良行 (1995)「イギリス会計制度のダイナミズム」一橋大学大学院博士課程単位修得論文, 一橋大学附属図書館所蔵.
- 森実 (1978)『監査要論』中央経済社.
- 山浦久司 (1997)「適正意見の意味の再確認とわが国へのインプリケーション」『会計』第151巻第3号.
- 脇田良一 (1993)『財務諸表監査の構造と制度』中央経済社.

(一橋大学大学院博士課程)